

今年度は

保険証が

8月と10月の2回新しくなります

8月1日～9月30日は **緑**色の保険証



- 7月下旬に郵送しました。
- 有効期限は9月30日です。医療機関や薬局などを受診する際には有効期限の確認をして利用してください。
- 10月からは、桃色の保険証を利用してください。

10月1日～来年7月31日は **桃**色の保険証



- 9月下旬に郵送します。
- 有効期限は令和5年7月31日です。
- 窓口負担割合が変更になっている場合がありますので、10月からは桃色の保険証を利用してください。

10月1日から、一定以上の所得がある方は医療費の窓口負担割合が2割になります。負担割合は被保険者の令和3年中の課税所得や収入額、世帯の課税状況をもとに世帯単位で判定します。

窓口負担割合	判定基準
1割	課税所得（※1）28万円未満または住民税非課税世帯
2割	課税所得（※1）28万円以上145万円未満 <b>かつ</b> 年金収入＋その他合計所得金額が200万円以上（※2）
3割	課税所得（※1）145万円以上（※3）

- ※1 課税所得とは、住民税納税通知書の「課税標準」の額を指します。
- ※2 年金収入には、遺族年金や障害年金は含みません。被保険者が2人以上の世帯の場合は、「年金収入＋その他合計所得金額の合計が320万円以上」となります。
- ※3 旧ただし書き所得による基準収入額用の要件を満たす場合、1割または2割になるケースがあります。



◀ 7月下旬と9月下旬に送る保険証は  
クリーム色の封筒で郵送します。

◎問い合わせ先 福祉健康課保険係

☎82-3111（内線133）直通75-6205

後期高齢者医療保険に加入されている方へ

3 すべての人に  
健康と福祉を

